

ごみ集積施設の設置補助制度をご利用ください。

(設置条件等がありますので、詳細は資源リサイクル課へお問い合わせください。)

対象

自治会等(申請者は自治会長等の代表者になります)

補助条件

市内の事業所(者)が作製、または事業所(者)から購入した材料で作製した集積施設を、適切な場所へ自治会が設置したものに限りま。

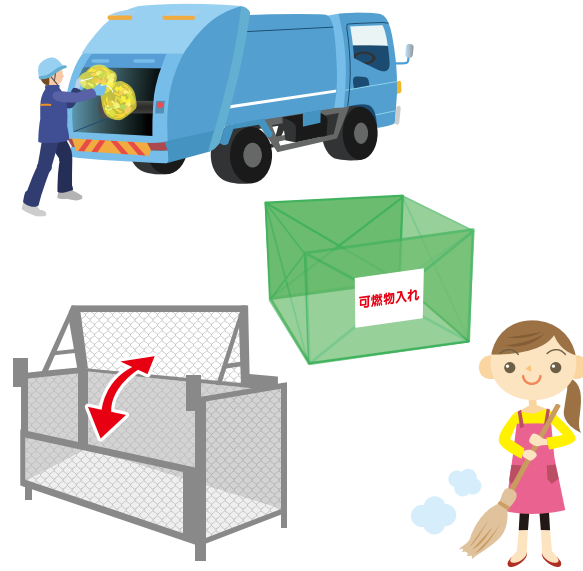
補助金額

作製費及び設置費の2分の1以内

鋼製等は上限30,000円、折りたたみネット製等は1個の上限9,000円

補助対象基数

年度(4/1～翌年3/31)に鋼製等は1基まで、折りたたみネット製等は3基まで



今治エコステーションをご利用ください

今治エコステーションでは直接持ち込みの資源等を無料で受け入れています。

受け入れ可能なもの

- びん類(無色、茶色、その他)
- 空き缶 ●ペットボトル
- プラスチック製容器包装 ●白色トレイ
- 紙類(新聞、雑誌、段ボール、紙パック) ●古布
- 有害ごみ(電池、蛍光灯、水銀計)
- 危険ごみ(スプレー缶、カセットボンベ、ライター)
- 使用済み天ぷら油 ●小型家電製品
- 使用済みインクカートリッジ

- 所在地** 今治市町谷甲475-1(左図のとおり)
- 受け入れ日時** 月曜日から金曜日 午前9時～午後4時まで
土・日曜日・祝日・年始(1月1日～1月3日)はご利用できません
- 注意事項** 利用時は係員の指示に従うようお願いします



いまばり リサイクル通信

【保存版】



令和5年(2023)6月1日発行 No.48

発行 今治市市民環境部市民環境政策局資源リサイクル課
TEL0898-47-5374(直通) FAX0898-48-3942



ごみ分別アプリ「さんあ〜る」



災害が起きた時のごみの分別と出し方

災害で出たごみってどうすればいいの?



生活ごみはごみ集積所へ、災害ごみは仮置場に出しましょう。

仮置場の設置場所については、災害の状況に応じて市民の皆さまにお知らせします。

生活ごみってどうやって出せばいいの?



燃やせるごみ

(衛生上、家に置けないもの)
生ごみ 紙おむつ など

ごみ集積所に**通常のルール**で出してください。
(被災状況によっては、予定どおり収集できない場合があります。)

※注意 災害ごみはごみ集積所に出さないでください。

燃やせないごみ

災害時は、災害ごみの収集を優先する場合があります。市から収集についてお知らせしますので、自宅に保管してください。
粗大ごみ、資源ごみ、有害ごみ、危険ごみについても、自宅に保管してください。収集開始後は、通常のルールで出してください。

資源

仮置場ではどのように分別するの?



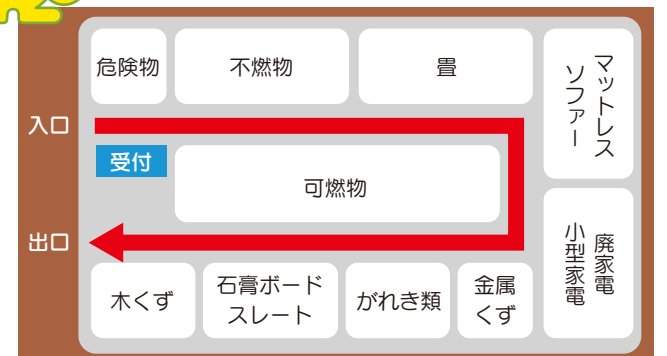
次のような分別を想定しています。

【分別品目】

- ① 可燃物(木製家具、汚れた衣類など)
- ② 不燃物(ガラス、陶磁器、びん類)
- ③ がれき類(コンクリート殻、瓦など)
- ④ 金属くず(金属製家具、自転車など)
- ⑤ 木くず(柱材、角材など)
- ⑥ 畳・マットレス・ソファー
- ⑦ 廃家電(テレビ、冷蔵庫、洗濯機、エアコン)
- ⑧ 小型家電(電子レンジ、扇風機など)
- ⑨ 石膏ボード・スレート
- ⑩ 危険物(消火器、バッテリーなど)

※災害の種類により分別方法が変わることがあります。

仮置場レイアウトイメージ



【お願い】

災害ごみを、普段のごみ集積所や道路上に出されると、緊急車両やごみ収集車などの通行の妨げとなります。災害ごみは、市が指定する仮置場に持ち込むようにしてください。

ごみ袋に充電式電池を入れないで!!



指定ごみ袋に
充電式電池(リチウムイオン電池など)
が内蔵されている電気製品は、
絶対に入れないでね。

**発火トラブル
急増中**

【充電式電池が使われている一般的な製品の例】



充電式電池が外せるもの



指定ごみ袋に入れない!

充電式電池が外せないもの

★外した電池は、
資源の日の
「電池」のコンテナへ



★電池を外した電気製品は、
「小型家電回収ボックス」か
「もやせないごみ袋」へ

★小型家電回収ボックスへ
または、資源リサイクル課
(バリクリーン管理棟2階)
まで持参



投入口サイズ
縦15cm×横25cm

多くの充電式の電気製品には、リチウムイオン電池が使用されています。
強い衝撃が加わると、発熱・発火の恐れがあります。
もし、間違って指定ごみ袋に入れてしまうと、ごみ処理中に発火して大変危険です。

不明な点については、資源リサイクル課にご連絡を(TEL 0898-47-5374)

ボランティア清掃活動をしてみませんか。

今治市を「**日本一美しいまち**」にするため、平成26年度から市内各地で活動をしています。あなたもグループを作って、活動しませんか。

団体の資格

市内の清掃活動を主たる活動とする非営利団体(NPO法人などを除く)で、次の条件に適合する団体

- 団体の代表者が市内在住であること
- 団体の構成員の8割以上が、市内在住であること
- 清掃活動が営利を目的としないこと
- 清掃の活動範囲が、市内の道路、河川、海岸、公園その他公共施設であること



補助金額及び補助対象経費

- 補助金額は1団体あたり **1年間で10万円以内**
 - 補助対象経費は「清掃用具購入費」「ボランティア保険料」「必要最小限の飲食費」など
- ※清掃用具については、資源リサイクル課でも貸出を行っておりますので、是非ご利用ください。

生ごみ処理機等購入費補助制度をご利用ください。

皆さんが燃やせるごみとして出しているごみの半分は生ごみです。
『生ごみ処理機』を活用して、ごみの減量に取り組みましょう。

●補助条件

- ・市内に住所を有し、現に居住している世帯
- ・市税を滞納していない世帯
- ・市内の販売店で生ごみ処理機などを購入し自ら安全に維持管理できる世帯

●補助金額

- ・購入金額の2分の1(10円未満切り捨て) **上限金額 20,000円**

●補助基数

- ・1年度(4月1日から翌年3月31日まで)につき1世帯1基まで(ただし、購入金額が10,000円未満の製品は年間3基まで)

●申請方法

- ・市内の販売店や今治市資源リサイクル課及びホームページに申請書がありますので、販売店の販売証明を受け、申請書、請求書、通帳をお持ちのうえ手続きをしてください。

- (※購入日から 1年以内に申請してください)

